

令和 2 年度 第 2 回茅ヶ崎市住宅政策庁内調整会議 会議録

議題	<p>議題</p> <p>(1) 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について (答申) (案)</p> <p>(2) 「茅ヶ崎市居住支援協力不動産店制度」創設について</p> <p>(3) 「住まいの相談窓口」協定締結について</p> <p>報告</p> <p>(1) 居住支援に係る研修会開催について</p>
日時	令和 3 年 3 月 3 日 (水)
場所	書面会議による
出席者名	<p>会長：都市部都市政策課長</p> <p>委員：企画部企画経営課長、財務部財政課長、経済部拠点整備課長、福祉部福祉政策課長、福祉部生活支援課長、福祉部障害福祉課長、福祉部高齢福祉介護課長、こども育成部子育て支援課長、環境部環境政策課長、都市部都市計画課長、都市部景観みどり課長、都市部建築指導課長、建設部建築課長</p> <p>(事務局) 都市部都市政策課</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料 1 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について (答申) (案) ・ 資料 2 「茅ヶ崎市居住支援協力不動産店制度」の創設について ・ 資料 3 「住まいの相談窓口」の協定締結について ・ 資料 4 居住支援に係る研修会の開催報告について ・ 資料 5 意見シート ・ 資料 6 令和 2 年度第 1 回茅ヶ崎市住宅政策庁内調整会議会議録 ・ 資料 7 令和 2 年度第 1 回茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会会議録
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	

(会議の概要)

1. 議題(1) 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について
(答申)(案)

意見等については次のとおりとなり、事務局の意見を記載させていただきます。

内容	事務局の回答
目次を入れたほうがいいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、目次を追加します。
4 ページ 2 つめの●の 2 行目 「1,600 人程度」とありますが、どうやって算出していますか？アンケートの割合を何かにかけて算出していますか？手帳所持者だとすると、重複所持している人がいること、アンケートは 18 歳以上が対象ですが、手帳所持者には 18 歳未満も含まれますが大丈夫ですか。	住宅確保要配慮者の居住支援を進めるためには、概ねの対象者数を把握し、対策を検討する必要があると考えております。 「1,600 人程度」の算出につきましては、手帳所持者と「第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」における一人で自立して暮らしたい人の比率をかけて算出しました。 ご指摘のとおり、重複所持している方がいること、難病患者の方につきましては年齢区分のデータがないため、全員を 18 歳以上と想定していることから、一定程度の誤差が生じることを認識しております。
8 ページ下から 8 行目 試験的？→試行的ではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、修正します。
9 ページ①ア) 2 つ目● そもそものアンケートとヒアリング項目や回答の選択肢に問題があったと思われそうですが、やはりまとめ方が「障害者差別」の印象があるため、再考してほしい。	アンケート調査の選択肢につきましては、全ての属性に同じ選択肢としており、国土交通省等が実施しているアンケート調査を参考に作成しました。 障害者差別の印象がある点につきましては、お一人おひとり特性があることを不動産事業者に認識してもらう必要があることから、課題としてしっかりと捉え、障害者の居住支援に取り組んでいく必要があると考えておりますが、記載方法につきましては、ご指摘の点を踏まえ、修正します。
9 ページ (6) ①ア 2 つめの●の 4 行目 「事故や火災、衛生面など使用方法の不安」とありますが、アンケートの回答であったとしても、衛生面など使用方法の不安を記載するのはいかがなものでしょうか。	ご指摘のとおり、修正します。
9 ページ下から 2 行目 精神疾患→精神障害ではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、修正します。

2. 議題（2）「茅ヶ崎市居住支援協力不動産店制度」創設について

意見等については次のとおりとなり、事務局の意見を記載させていただきます。

内容	事務局の回答
茅ヶ崎市居住支援制度相談シート（案）表面のサービス等利用頻度欄に、「生活自立相談窓口」を追記いただきたい。	サービス等利用頻度に追記しました。
不動産事業者からの登録は最初の1回だけでしょうか。宅地建物取引業者免許の有効期間が5年間であることから、一定の期間ごとに更新とした方がよいのではないのでしょうか。最初は営業目的での登録が多いかもしれませんが、登録が目的の業者が多いと依頼する側も大変だと思います。また、登録店には看板やステッカーなどを配布するお考えはあるのでしょうか。	不動産事業者からの登録につきましては、1回だけを想定しております。ご指摘のとおり、宅地建物取引業者免許の有効期間があるため、茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録制度実施要綱第7条に基づき、変更登録の申請を必要と規定しております。 また、営業目的の不動産事業者が登録されることにつきましては、制度の目的である住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援いただくよう、必要に応じてヒアリングを実施することを検討しております。 なお、現時点では登録店に対して看板やステッカーを配布する予定はございません。
申請書には代表者名も必要ですが、実際には取引士が動くため、専任の宅地建物取引士名を記載してもよいのではないのでしょうか。	専任の宅地建物取引士名を記載することで、異動等により変更があった際に、その都度変更届の提出が必要となることから、申請書に記載しないこととしました。 ご指摘のとおり、専任の宅地建物取引士とのやり取りとなりますので、相談を繋ぐ際には取引士の氏名等を確認してまいります。

3. 議題（3）「住まいの相談窓口」協定締結について

意見等については次のとおりとなり、事務局からの意見を記載させていただきます。

内容	事務局の回答
市営住宅の入居に関しましても、外国人からの問い合わせや応募が増えてきており、「NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンター」との協定締結は、居住支援を強化できるものと考えます。	簡単な日本語のやり取りだけでは、外国人がしっかりと制度等を理解することは困難な場合が多いことをNPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターから確認しており、協定締結により入居時だけでなく入居後の支援強化に繋がってまいります。

4. 報告（1）居住支援に係る研修会開催について

→全委員意見・質疑なし

以上